

神戸教育短期大学 学則 (抜粋)

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに主として、こども学に関する実際的な専門の学芸を教授研究し、教養ある社会人を育成することを目的とする。